



野生のキノコを食べるときは十分注意しましょう!

毎年、野生に生えていた毒キノコによる食中毒が全国で多発しています。今年は道内でも6月から毒キノコによる食中毒が発生しています。

野生のキノコを採ってきて食べるときには、以下の点に注意してください。

- ・食用だと判断できないキノコは「採らない」「食べない」「売らない」「人にあげない」ようにしましょう。
- ・食用のキノコと毒キノコが混じって生えていることがあります。調理する前に十分確認しましょう。
- ・「縦に裂けるキノコは食べられる」「地味なキノコは食べられる」などの迷信はすべて根拠がありません。必ず自分で食用だと分かるキノコだけを食べるようにしてください。
- ・キノコを食べて具合が悪くなったときは、すぐに医師の診察を受けてください。

問合せ 倶知安保健所食品保健係 ☎0136-23-1961



9月1日から10月31日までは「秋サケ密漁防止月間」です。

北海道も9月に入り、秋の気配が感じられる季節となりました。

毎年、この時期になると本道の沿岸域には多くの秋サケが来遊し、産卵のために河川に遡上する姿が季節の風物詩として、よく見られるところです。

しかし、秋サケの来遊とともに、秋サケの採捕が禁止されている河口付近等の海面や、内水面での密漁は毎年後を絶たず、取締機関による検挙者も多数いるところです。

このため、道では9月1日～10月31日までを「秋サケ密漁防止月間」と定め、密漁の未然防止のため啓発活動を行うとともに、取締機関や民間団体等と連携しながら、巡回パトロールや指導取締り等に活動を行うこととしています。

皆さんにおかれましても、秋サケ資源の保護と密漁の撲滅に向けたご理解とご協力をお願いするとともに、密漁者を見つけた場合には、最寄りの警察署や（総合）振興局水産課、漁協などにご連絡ください。

また、サケの引っかけ釣りの情報が多く寄せられています。引っかけ釣りは禁止されていますので、絶対に行わないでください。

注
意
!!

河口付近の海面や内水面において、サケ・マスを採捕することは、禁止されています。

これに違反して採捕したサケ・マス(卵を含む。)またはその製品は、所持し、または販売してはなりません。

また、海面・内水面にかかわらず、ひっかけ釣りは禁止されています。(針の種類によらず釣り方により違法となる場合があります)

なお、違反者はその内容に応じ、最高で懲役3年・罰金200万円の罰則が適用されます。

問合せ 北海道水産林務部水産局漁業管理課

サケマス・遊魚内水面グループ

☎011-204-5485